

効期間の再伸長及び保安基準適合証等の有効期間を再延長するとともに、対象地域を追加することとしました。

* 宮城県の全域と岩手県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、新潟県、長野県、静岡県の一部の地域（参照：各運輸支局の公示）

1. 令和元年台風第19号の被害に伴い、被災地域に使用の本拠の位置を有する自動車については、自動車検査証の有効期間を伸長しているところですが、対象地域の自動車の利用者については、未だ継続検査を受けることが困難であることから、道路運送車両法第61条の2の規定を適用し、自動車検査証の有効期間を再伸長するとともに、対象地域を追加することとし、10月24日に公示しましたのでお知らせします。

また、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」（平成8年法律第85号）第3条の規定に基づき、保安基準適合証、保安基準適合 標章及び限定自動車検査証の有効期間についても同様に、再延長及び対象地域を追加することとし、10月24日に公示しました。

2. 措置内容

○ 自動車検査証

対象地域に使用の本拠の位置を有する車両のうち、自動車検査証の有効期間の満了する日が10月15日から11月14日までのものを11月15日まで伸長
なお、継続検査を受検するまでに保険契約期間の終期が到来する自動車損害賠償責任保険（共済）については、継続契約の締結手続きが11月15日を限度として猶予されます。詳しくは契約先の自動車損害賠償責任保険（共済）代理店等にご相談ください。

○ 保安基準適合証及び保安基準適合標章

対象地域に事業場を置く道路運送車両法第94条の3第1項に規定する指定自動車整備事業者が当該事業場において交付した保安基準適合証及び保安基準適合標章の有効期間の満了する日が10月15日から10月26日までのものを11月15日まで延長

○ 限定自動車検査証

対象地域に使用の本拠の位置を有する車両のうち、限定自動車検査証の有効期間の満了する日が10月15日から10月25日までのものを11月15日まで延長

3. 今後、対象地域の状況等に応じ、有効期間の再伸長等を検討してまいります。

※お問い合わせ先などの詳細については、下記リンク先をご覧ください。

(2)働き方を変えるきっかけに！トラック事業の生産性向上に向けたITツールをまとめました

～ 「中小事業者向けITツール活用ガイドブック」で働き方改革 ～

(配信日：R1.10.11)

国土交通省では、トラック運送事業の生産性向上等に資する手引きとして、ITツールの機器毎の導入効果やITツールを活用した長時間労働改善等に向けた取組を紹介する「中小事業者向けITツール活用ガイドブック」を作成しました。

トラック業界は、ドライバー不足が深刻な状況にあることから、国民生活や産業活動に必要な物流を安定的に確保するためには、トラック運送業の生産性の向上や物流の効率化に取り組む必要があります。

こうした背景から、国土交通省では、トラック運送業の生産性向上・物流の効率化等に資する手引きとして、「中小事業者向けITツール活用ガイドブック」を作成しました。

ITツール活用による働き方改革を進めるため、是非、本ガイドブックをご活用ください。

《ガイドブックのポイント》

○事業者の用途に合ったITツールが分かるよう、機器毎に導入効果等を紹介

○ITツールを活用したトラック運送事業者の長時間労働改善等に向けた取組を紹介

※ガイドブックの詳細については、下記リンク先をご覧ください。

「中小事業者向けITツール活用ガイドブック」

http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk4_000099.html

(3)即位礼正殿の儀、祝賀御列の儀等に伴う警備協力について

(配信日：R1.8.30)

天皇陛下の御即位に伴う儀式等につきましては、10月22日に即位礼正殿の儀、祝賀御列の儀及び饗宴の儀（第1日）が、10月23日に内閣総理大臣夫妻主催晩餐会が、11月14日から15日に大嘗宮の儀がそれぞれ東京都内において執り行われる予定です。

これらの儀式等には多数の外国要人が参列することが、祝賀御列の儀には多数の奉祝者が参列することが見込まれています。

ったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

